

役員及び評議員の  
報酬等に関する規程

社会福祉法人 博愛会

ハーモニー松葉

## 社会福祉法人 博愛会

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

#### (理事会及び評議員会に出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

#### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

#### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設運営の状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

#### (役員の年間報酬額等)

第6条 全理事に対する各年度の報酬総額は、3,000,000円とする。

2 全監事に対する各年度の報酬総額は、500,000円とする。

#### (出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費は原則として、出張修了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張修了後に精算することができる。

#### (適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならぬい。

付則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この規程は、平成 20 年 11 月 25 日より適用する。
- 3 この規程は、平成 29 年 6 月 9 日より適用する。
- 4 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

名称	報酬	実費弁償費	摘要
理事会出席報酬等	5,000 円	3,000 円	
評議員会出席報酬等	5,000 円	3,000 円	

別表 2

名称	報酬	実費弁償費	摘要
理事長及び業務執行 理事業務報酬等	1 日 20,000 円	3,000 円	
	半日 10,000 円	3,000 円	
理事及び評議員業務 報酬等	1 日 20,000 円	3,000 円	
	半日 10,000 円	3,000 円	
監査指導報酬等	1 日 20,000 円	3,000 円	
	半日 10,000 円	3,000 円	

別表 3

旅費	宿泊費	報酬	摘要
実費	15,000 円	1 日 20,000 円	その他実費
実費		半日 10,000 円	